

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第1号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部47の項の次に次のように加える。

47 の2	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に掲げる高度地区に関する都市計画に基づく建築物の高さの最高限度の特例の認定の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき 160,000円	認定申請のとき。
47 の3	都市計画法第8条第1項第3号に掲げる高度地区に関する都市計画に基づく建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部48の項中「（昭和43年法律第100号）」を削る。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。